

調査基準価格又は最低制限価格（工場製作を含むもの）

「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表1に掲げる調査基準価格及び「愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表に掲げる最低制限価格の計算式について、工場製作を含む工事にあっては以下のとおりとする。

なお、使用する積算基準、積算体系によって各費目の計上の仕方が異なるので、適用する計算式の選定にあたっては、工事の積算内容により判断すること。

1 鋼橋製作・架設工事

工場製作のみ
(直接工事費×0.97+間接労務費×0.9+工場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1
架設工事のみ
(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1

工場製作+架設工事
{直接工事費×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1

2 機械設備等製作・据付工事（機械設備を含む工事）

製作のみ
{直接製作費×0.97+間接労務費×0.9+ (工場管理費+設計技術費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1
据付工事のみ
{直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1
製作+据付工事
{(直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1

3 電気通信設備等製作・据付工事（機器単体費を含む工事）

機器単体費のみ
(直接製作費×0.97+間接労務費×0.9+工場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1
※機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合 (機器単体費×0.92) ×1.1
工事費のみ
{直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1
機器単体費+工事費
{(直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1
※機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合 [(機器単体費×0.92) + {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68}] ×1.1

※ 算定においては、各費目毎に所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。